

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第

卷二十三第

行發日一月四年六和昭

論叢

地方人税の課税方法 法學博士 神戸 正雄
 デイルタイ哲學と經濟哲學 經濟學博士 石川 興二
 數學的經濟學の論理的構造の批判 文學博士 米田庄太郎
 利子の形成について 文學博士 高田 保馬

說苑

米の生産と消費の分離 經濟學士 谷口 吉彦
 農業恐慌 經濟學士 八木芳之助
 獨逸中工業金融機關とIndustrieschaft 經濟學士 楠見 一正

雜錄

測るべき大量 經濟學士 蜷川 虎三
 生計費指數に就て 經濟學士 益田 熊雄
 百姓一揆論に土屋喬雄氏に答ふ 經濟學博士 黒 正 巖

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

獨逸中小工業金融機關としての Industriesschaft (下)

楠 見 一 正

(三) 實現に至らざる諸機關

(1) Die Bayerische Industrie-Schuldschreibungsbank A.-G. バイエルン工業債券銀行はバイエルン工業組合 der Bayerische Industriellen-Verband に依つて支持せられてゐる。元來此工業組合に對しては、約九〇〇の會社が總計約二百萬 G.M. の貸付申込をなしたが、組合は其の資金調達に頗る困難を感じた。そこで工業組合は一九二四年十二月に、資金を需要する會社に對して五十萬 R.M. 乃至百萬 R.M. の資本金で、バイエルン工業債券銀行を設立せん事を提議した。此の案に依れば、工業債券銀行は他の一切の銀行的業務を行はずして、單に發行せられた債券の信託會社 Treuhandgesellschaft としての任務をなすものであつて、其の資本金は二分して、其の半分は米國銀行シンデケートから、他の半分は與へられた貸付に比例して債券所有者から醸出せしめんとした。即ち個々の債券所有者は債券十萬 R.M. 毎に二百五十 R.M. の株式を所有すべきものとせられた。監事會は五人の監事から組織せられ、その内米國銀行及債務所有者の中から夫々二人宛を選び、殘りの一人は無關係者から選ぶものとした。此の機關はバイエルン當局の同意を得て、總額一億二千五百萬 R.M. の債券を發行せんとするのであつて、債券は第一抵當の不動産に依つて登録擔保せら

れねばならぬ。債券の償還期限は十五年以上たる事を要し、其の利率は一定せられてはゐないが、従來の事例に依つて八%見當と見られてゐる。殊に貸付の償還は三年からなされるのであつて、此の期間の經過後は各債券所有者はその債務を、取引所上場資格ある有價證券で返還し、或は額面額の償還に依つて済崩償還し、之に對して不動産の解消を要求する権利が與へられる。尙各債券所有者をして其の與へられた債券額の一定割合で、恐らく其の五%で、擔保を提供せしめ之に依つて彼等を積立金に關與せしむる方法で積立金を調達せんとしてゐる。債務關係が消滅する場合には、個々の人は彼が積立金に提供した額及其の利子から、債務關係の繼續中實際に必要なとせられた部分を控除したるものを返還せられる。貸付最高限度は、各企業をしてその負擔能力に應じて債券を保持せしむる様な形式でなされる。併し乍ら此の計畫は未だ實現せらるるには至らない。²²⁾

□ Die Porzellan-Kredit-G. m. b. H. im Weimar 次ニワイマールの獨逸實用、裝飾及藝術陶器工業組合 Der Verband Deutscher Fabriken für Gebrauchs-, Zier- und Kunstporzellan G. m. b. H. im Weimar. の企てを擧げる事が出来る。此の組合は獨逸ライヒに散在してゐる組合員の信用需要を充足せしむる爲めに、『獨逸通貨安定後間もなく、『陶器信用』 „Porzellan-Kredit“ なる名稱の下に有限責任の會社を設立せんとした。會社の目的は陶器工業に於ける信用需要を充足せしむるに存し、その任務は陶器工業經營に對する信用を受託者的に仲介するに在つた。而も此の場合収益を目的とする事は許されないのであつて、會社の資本金は一萬 G.M とせられてゐる。

22) Lindner, K., a, a. O. S. 65-67.

契約締結に對する同意、利率及手数料その他の條件の決定、並に信用委員會の決議に對する控訴の決定は監事會の任務に屬してゐる。信用委員會は會社で重要な地位を占むべきものであつて、常務 Geschäftsführer と總會で選ばれたる三人との四名の委員よりなり、其の三人に對しては同時に各一人の代理人を任命する。信用委員會の任務は借入申込の信用調査をなし、信用額及其他、特に信用授與に伴ふ一般的條件を決定するに在る。其の決定は多數決に依つてなされる事を要し、然らざる場合には申込を拒絶せられるのであるが、此の信用委員會の決定に對しては、上述の如く監事會に控訴する事を許される。信用は受信者が持分出資をなし、且火災保險局價值 Brandkassenwert の二五%の最高限度以内に於ける工場及住宅地を第一抵當として登記する事を條件として許される。ライヒ及州の強制抵當 Zwangshypothek (註十二) 並に紙幣 マルク 抵當 Papiermarkhypothek は先順位になされる事を要し、その總負擔額は火災保險局價值の三〇%を超える事を得ないとせられてゐる。會社から貸付けらるべき信用の期限は、會社自らが受けるべき信用の期限に應じて定められる。最も興味ある事は工業的新投資の實行に對して資金を貸與してはならぬとせられてゐる事である。年末に於て収入が支出を超過した場合には、その超過部分の少くとも五〇%は保證勘定 Delkrederekonto²³⁾ に繰入れる事を要し、此の保證勘定は利子不足及損失に對する積立金勘定として考へられる。

此の如く此の Porzellan-Kredit は陶器工業と云ふ一部門の凡ての信用需要を一機關に於て供給せんとするものであるが、此の企ては資金供給者側の條件に依つて失敗に歸してしまつた。其の

23) Bastian, E. a. a. O. S. 41.

不成功の原因は一は資金需要が一致し、一時に起債の及ばざる程多額の純物資的要求があつた事と、他は會社が信用關係者の連帶責任を、定款に於て單に比較的少額の持分出資の形に於て求めんとするに止めんとした事に依る。更に最も注意すべきは一部門の信用を供給せんとする會社に於ては、廣汎なる危険分散 *Risikoverteilung* が行はれず、種々の工業に信用を仲介する機關に個有なる諸部門混合 *Branchemischung* から得らるべき調整が缺如してゐたからである。若しも此の企てが成功してゐたならば、工業金融組合の中に於ては特殊の地位を占めたであらうと思はれる。蓋し此の企ては工業金融組合としての特色を缺いてゐるからである。即ち此の *Porzellan-Kredit* に於ては純然たる受信者の連帶責任を要求せざるのみならず、其の活動範圍に於ても地域的の制限が設けられてゐないからである。²⁴⁾

(註十二) 一定の金額を支拂ふべき裁判上の判決に基いて、債権者は債務者の土地所有に保全抵當 *Sicherungshypothek*²⁵⁾ を登記する事が出来る。之に依つて抵當權を設定したものが即ち強制抵當 *Zwangshypothek* である。強制抵當に於ては、抵當設定に際して必要な土地所有者の協力は、裁判上の判決を以て代へられる。又裁判上の判決に基いて抵當權の登記を行ふ事も出来る。此の場合數個の土地が問題となる時には、債権者は其の債權を個々の土地に分割せねばならぬかくして互に密接なる關係にある個々の抵當權の一團が成立する。²⁶⁾

(ハ) *Die Badensche Industriekreditbank A. - G.* バーデンに於てもファルツ經濟銀行に倣つて、一九二六年五月に、工業金融組合の設立を企て、之をバーデン工業信用銀行と稱してゐる此の機關は百萬 *R. M.* の資本金で、共益的株式會社 *Gemeinnützige Aktiengesellschaft* として州の監督の下に設立せんとしたものであるが、未だに實現せられてゐない。此の機關はバーデンの中小工

24) Lindner, K., a. a. O. S. 97-70.

25) Pastian, E., a. a. O. S. 161.

26) do., a. a. O. S. 206.

業及手工業に不動産抵當信用の方法に依つて、長期貸付をなさんとするものであつて、貸付に要する資金は資本金の二十倍の額迄借入金をなして調達する。與へらるべき貸付の範圍に關してはザクセン抵當證券發行機關と同様に、二十五萬^{R. M.}以上の貸付はバーデン州當局の同意を要する。貸付は濟崩償還貸付の方法で行はれ、受信者の連帶責任を求める等他の工業金融組合と大差はない。²⁹⁾

(ニ) その他の機關

工業金融組合を設立せんとする企ては、その他にも多く存在するが、然し何れもまだ決定的のものではない。例へば、Niederschlesien に於ける計畫、Eiberfeld の計畫の如き之である。ニーダーシュレヂェンに於ては一九二六年夏、ニーダーシュレヂェン工業同盟 Bund Niederschlesischer Industrieller E. V. が一千萬^{R. M.}の資本金を以て工業金融組合的機關を設立せんとした。資金の調達は抵當證券の發行に依り、其の抵當證券の保證には、第一線に中小工業の興廢と密接なる關係を有する Provinzialverband Niederschlesien が立つてゐる。²⁸⁾ エーペルフエルトに於ては鐵鋼品工業同盟 Eisen-und Stahlwarenindustriebund がザクセン抵當證券發行機關の例に倣つて、工業金融組合を設立せんと企てた事が知られてゐる。²⁹⁾

(四) 一九二八年に設立せられた三機關

一九二八年には工業金融組合觀念は力強く復活して三の工業金融組合が設立せられた。乍併其觀念に於て幾分の變化があつた事は否認し得ない所であつて、從來工業金融組合觀念に對して行はれた異論に備へる爲めに、大抵州の保證を求めなくなつたが、然し依然として連帶保證は之を

27) Lindner, K., a. a. O. S. 70; Hippel, a. a. O. S. 438-439; Reier-Hirschberg, a. a. O. S. 55.

28) Reier-Hirschberg, a. a. O. S. 58-59.

29) Lindner, K., a. a. O. S. 70.

要求してゐる。蓋し連帶保證なくしては工業金融組合は成立し得ないからである。

1) Die Kreditvereinigung Deutscher Nahrungsmittelindustrie e. G. m. b. H. 伯林の獨逸食

料品工業信用組合に關しては餘り知られてゐないが、それは中部獨逸工業信用組合と同様に、協同組合的に組織せられた一工業金融組合であつて、其の組合員の經營に對して長期濟崩信用を供給せん事を任務としてゐる。此の機關に對しては前述の陶器信用有限責任會社に於けると同様な疑念は行はれる。乍然此の信用組合に於ては Porzellan-Kredit と異つて、二〇%の連帶責任を要求するのであるから、外資の供給を期待する事も出来る。尤も可成り峻嚴なる連帶責任を求めらるのであるから、その爲めに優良なる企業が躊躇しないかと云ふ事は問題である。抵當貸付の最高限度としては土地に對しては三五%、機械及水力に對しては二五%と定められてゐる。³⁰⁾

□ Die Bremer Hansa-Bank A.-G. 更に興味ある事は、一九二八年の終り頃に設立せられたブレイメン・ハンサ銀行である。從來新聞では此の銀行に關して Industrieschaft なる言葉を用ひてゐないけれども、その本質上より見て、リンドナーは之を工業金融組合として取扱つてゐる。³¹⁾ 此の銀行は後に述べる獨逸工業中央銀行と著しく類似し、外資の援助に依つてブレイメン經濟に不動産抵當信用を供給し、且監事會の鑑定に從つて貸付資金の調達及授與に必要な凡ゆる銀行業務を行ふのであるが、然し正則なる銀行業務は之を行はない。一千萬 R.M. の資本金を有する此の銀行は、共益的機關であつて、決して収益を目的とするものであつてはならない。純益より費用を控除し、積立金繰入をなし、而も殘存する剩餘は、結局ブレイメン州に歸屬する。然し

30) Lindner, K., a. a. O. S. 132-133.

31) Lindner, K., a. a. O. S. 133.

ブレーメン州は實際少額の出資を以て株式資本に参加してゐるに過ぎないのであるから、此の規定はブレーメン・ハンサ銀行がブレーメン州の保證の下に活動してゐる事を推測せしむるに十分である。貸付は不動産價值の四〇%迄なされるが、その金マルク抵當 Goldmarkhypotheken は當時需要せられた信用額を一〇%だけ超過する事を要するのであつて、之に依つて、受信者の一〇%連帶責任が實行せられる。

(ハ) Die Zentralbank Deutscher Industrie A. - G.

一九二八年に於ける最も重大なる收獲

は工業金融組合の一大中央機關の設立せられた事であつて、一九二八年九月二十一日伯林に設立せられた獨逸工業中央銀行即ち之である(註十三)。此の中央銀行は中小工業に長期對物信用を供給するを以て其の目的とするものであつて、私法的性質を有し、資本金千七百五十萬 R.M. を以て、可成り強大なる獨逸金融機關の參加支持に依つて設立せられた。資本金の内一千萬 R.M. は記名株式 Namensaktien であつて、二五%の拂込であるが、残りの七百五十萬 R.M. は無記名株式 Inhaberaktien であつて、全額拂込である。此の新中央銀行は、外國から調達せられ、第一次的に二十年以内の期限で結局中小工業に向けられる濟崩償還貸付資金に對する仲介機關としての役目をなし、並に通常工場の租稅價值 Taxwert の $\frac{1}{4}$ 以上 $\frac{1}{3}$ 以下の高さ迄、弗で信用を與へる。銀行は受信者の濟崩額から、最初の十年間 $\frac{1}{2}$ % を危險積立金 Risikofond に繰入れ、之と同時に尙保全處分 Sicherungsmassnahmen. を行つてゐるが、Staatsgarantie は存在しない。然し受信者は一〇%の連帶責任の義務を負ひ、銀行が損失を蒙つた場合には、受信者の給付に依りて作られた特別積立金

一般積立金並に銀行の資本金を以て補償し、尙足らざる場合には此の受信者の連帶責任が要求せられる。

此の機關に於て注目すべきは公私の金融機關が協力してゐる點であつて、此の工業中央銀行に於ては公の機關と私經濟資本主義とに伴ふ二つの經濟原則が、一の目的に向つて共力する事を要する。従つて此の中央銀行の發達は此の二活動方法が融合する事を教へるものである。

如斯獨逸工業中央銀行は獨逸の公私金融機關と密接なる關係を有するのみならず、工業的機關とも直接共力し、活動範圍に地域的制限なく、獨逸全國に對して活動せる點は此の機關の特色とする所である。更に又此の中央銀行の出現に依つて、其の背後に何等公の機關の保證を要求せざる純然たる私法的基础に於て、而も尙外國に於て債券を發行し得る工業金融組合の設立に成功した事を如實に物語るものであらう。²³⁾

(註十三) 此の獨逸工業中央銀行を以て、Radzibor は工業金融組合と認めてゐないが、(a. a. O. S. 69-68, 226-227) 茲には Lindner の説に従つて工業金融組合と認めて置く。(a. a. O. S. 134-135) 尙獨逸工業中央銀行に對する詳細は紙面の都合上別の機會に譲りたい。

第六、結 言

以上獨逸に於ける中小工業の長期不動産信用機關として新に出現せる工業金融組合の如何なるものなるかを可成り詳細に説述したが、然らば此の工業金融組合は如何なる効果を齎したか、工業金融組合の作用を評價するには、次の三方面より之を考ふる事が出来る。³²⁾ 第一に工業金融組合

32) Lindner, K. a. a. O. S. 134-139; Radzibor, a. a. O. S. 219-229; Dannenbaum, F., Öffentlich-rechtliche Kreditanstalten. Berlin 1930. S. 99.

33) Lindner, K., a. a. O. S. 71-74.

から放出せられた資金は總計幾何に達するか、第二に債務者に對して貸付らるる資金の利率は如何。第三は工業金融組合は幾何なる程度に中小工業の資金需要を満足せしめたかの問題即ち之である。

(一) 工業金融組合の供給資金の總額 Industrieschaft の活動は實際一九二六年に開始せられたのであつて、それ以前に設立せられた工業金融組合も此の年から初めて貸出を開始したのである。一九二六年十二月末迄に總工業金融組合より放出せられた資金の額は五三、三三三、九〇〇 R.M

であつて、一九二七年十二月末迄には更に一九、六三七、一〇〇 R.M を加へたから、結局一九二七年末に於ては七二、九七一、〇〇〇 R.M の資金が中小工業に貸出された事となる。當時は工業金融組合の設立當初であり而も其の機關數も少ないのであるから、當時に於て之以上の結果を望む事は不可能であらう。而も尙此の總額に於ても工業金融組合はその Bezirk に於ては、中小工業に對する殆んど唯一の不動産信用機關としての地位を占め、貯蓄銀行、Investments Trust 等の中小工業に對する不動産信用充足の如きは遙かに及ばざる有様である。更に又工業金融組合の此の貸付總額を、一九三六年及二七年に於ける獨逸中小工業不動産抵當貸付の總額に對比すれば、正に其の一六%を占むるのであつて、相當著しき割前を割愛せられてゐる。之に依つて見れば、工業金融組合の活動したる範圍に關しては、工業金融組合の活動も亦無意義ならざりし事を知るであらう。

(二) 工業金融組合の供給せる資金の利率 受信者は貸付に對して利子、並に正貨打歩 Disagio

の利拂及償却をなさねばならぬが、之等の負債額は年々八・五七%に相當する。此の率は可成り正確であつて、此の率は總額の評量“Wiegen”に依つても同様に求める事が出来る。即ち一九二七年の數字を基礎として、一年中の受信者の總給付額に貸付總額を對比せしめて百分率を求めても略々之と同率を得る。各機關の最高及最低利率を基礎として考ふれば、通常利率は八・九三%から八・二三%の間にある事は確かである。之に依つて見れば工業金融組合の利率は大體年八歩五厘見當であつて、受信者の負擔は左程低いとは稱し得ないが、當時獨逸の金融市場に於ける貸付に比して、工業金融組合に依りて供給せられた資金は、一般に高くはなかつたと云ふ事が出来る。

(三) 工業金融組合に於ける資金需要と貸付との割合 中小工業の信用需要が如何なる程度に満足せられたかに就いては、遺憾乍ら正確なる數字が與へられない。従つて工業金融組合全體に就いては確定する事を得ないが、此の事實は全く之に關する材料が明かにせられないのみならず又一般にそれが取扱はれなかつたからである。従つて今之を個々の事實に就いて見るに、ザクセン州立抵當證券發行機關に於ては、一九二六年には信用需要の約三七・五%が充足せられ、一九二七年には三六・一%が満足せられてゐる。次に中部獨逸工業信用組合に於ては、信用需要の二六・七%が充足せられた事になつてゐるが、之は幾分低く表はされてゐると思はれる。蓋し業務開始當時に於ては、金融難の折柄信用申込が殺到し、其の内には随分不健全なものもあつて、初めから問題とならぬもの迄が含まれてゐるからである。更にプアルツ經濟銀行に於ては、一九二六年

には五〇・九%、一九二七年には六五・九%が貸付申込に對して貸付られてゐる。

之に依つて見れば工業金融組合は設立後日尙淺しと雖も、相當の實蹟を示してゐる事を知るであらう。假令工業金融組合に依つて中小工業に與へられた信用の總額が、中小工業に與へられた長期信用の總額に比して相對的低率に過ぎなかつたとしても、尙工業金融組合の貸付はその貸付平均額が僅少なる點に於て、即ち實際に中小工業に對して貸付られたと云ふ點に於て中小工業への信用としては特殊の効果と重要性とを有してゐる。殊に工業金融組合が獨逸の通貨膨脹後の第一年に於て、獨逸中小工業に對してなしたる貢獻は著しいものがある。工業金融組合は實に中小工業の長期信用機關として最も適當にして、又最も敏活なる機關と稱する事が出来る。又此の不動産信用機關の出現は他の見地からも理由付ける事が出来る。即ち外國の財界から見るとも、小企業の聯合が、假令地方的に或は専門的に行はれたとしても、單に集つただけでは信用を受ける爲めには同様に何等の利益を齎らさない事が證明せられる。従つて此の點からしても、工業に對する特殊の對物信用機關を作る事の可能性が存在するであらう。³⁴⁾

乍併工業金融組合に對しては反對論が相當存在するのであつて、之等工業金融組合に對してなされた非難の中には理由なきに非ざるものもあるが、然し大體之等の非難の多くは現在の機關の活動に關するものよりも、寧ろ工業金融組合觀念 Industrieschaftsidee に關するものが多い。其の最も主なるものは公法的性質に對する非難であつて、Kölnの商工會議所の如きは、『……併し一面に於て私經濟に公の干渉が加はる事に對して痛烈なる反對を唱ふる所のその經濟が、他面に於て此の私經濟の發展の爲めに公の資金の援助を要求するが如きは全く不可能である。公の援助を

34) Lindner, K., a. a. O. S. 74.

絶えず要求する事は、竟極的のものではないけれども、官廳が一般に經濟に干涉し、且遂には個々の企業を救済するに非ずして、寧ろ個々の企業を引受けると同様の結果に陥らしむる所の原因の一つとなる。』と反對してゐる。尙又 *Staatsgarantie* に於ては一般納税者に危險の轉嫁が行はれると云ふ反對論がある。即ち假令凡ゆる場合に先づ受信者自ら連帶責任を負はねばならぬとしても、人々は公の保證が實際上頗る容易に作用するものと考へる。蓋し危險に際しては官廳が公の資本を以て保證してゐるからであると。此の納税者に危險轉嫁が行はれると云ふ反對説は相當有力なるものであつて、プロイセンに於てはかかる見地から、*Staatsgarantie* を拒絶してゐる。此の如き異論は主としてザクセン抵當證券發行機關の經濟的效果が現はれなかつた時代に於て唱へられたものであるが、其後に於ても變度も繰返して擡頭し、而も銀行家の側からのみならず、工業そのものの側からも公の保證に對する非難が聞かされてゐる。本來他の目的を有する公の信用機關がかかる形式で信用授與に干與する事は、中小工業の利害と相一致しないとの聲が即ち之である。之等の非難は相當理由あるものであるけれども、工業金融組合の實蹟に徴して凡てが當つてゐるか否かは頗る疑問である。一般に獨逸の中小工業は工業金融組合的機關の設立を歓迎してゐるのであつて、一九二六年の夏かかる機關が獨逸の各地に設立せらるべきか否かに就いて盛なる討論が行はれた事があつたが、此の時に於ける工業の大體の意見は、必要なる資金はザクセン抵當證券發行機關に倣つて、抵當證券の發行に依つて調達し、州或はライヒの保證を必要とする、と一致してゐる。實際公の保證あるが爲めに抵當證券の發行が容易となり、殊に之が爲めに外國市場に於て資金を調達し得るの便宜がある事是否み難い。銀行は公の保證なくしては、その抵當證

券を買ふ事が出来ないときへ宣言してゐる。併し乍ら前述の如く公の保證に對する種々の非難は主として工業金融組合觀念に向けられたものであつて、實際上に於ては現在迄の所では現存の工業金融組合は十分なる効果を現してゐる。而も注意深き貸付に依つて抵當貸付に伴ふ危険は或程度迄排除し得るのであるが、工業金融組合に對する多くの異論は此の種の危険を過重視した結果である事が多い。既に獨逸に於ても不動産抵當銀行の出現に際して、之に對して如何なる理由を以て反對せられたか、而も不動産抵當銀行の發展に依つて、此の種の非難が如何に不正確のものであつたかを證明せられてゐる。今又此の工業上の對物信用調達の新しい形式に對して行はれる異論も、時の経過に依つて自ら消滅するであらうと思はれる。而も現存の工業金融組合に於て公法的性質を有するは單にザクセン抵當證券發行機關のみであつて、其他は凡て私法的機關であるから、此の公法的性質に對する非難も工業金融組合一般に就いては當を得ない。更に連帶責任に對しても反對論がある。即ち工業金融組合に於ては連帶責任を一般的に要求するを以て、受信者自らは確實であつても、他人の債務に依つて責任を負はされる事になるから、他の方法で連帶責任なしに信用を得る事の出来る實際に確實な優良工業は、工業金融組合で貸付を受ける事を躊躇するであらうとの説即ち之である。併し乍ら此の種の異論は全款的をはずれてゐるのであつて、工業金融組合の貸付の目的は元來貸付を受けた者に對して有限的の連帶責任を負擔せしむる事に依つて、多少既に弱小企業に對して資金融通を行はんとするものであるからである。³⁵⁾

要之 *Industrieschaft* は獨逸に於ける通貨膨脹直後の經濟狀態の所産であつて、中小工業自らの力に依つて其の長期信用を調達せんとするものであるが、ザクセン抵當證券發行機關が驚くべき

好成績を示したので、工業金融組合觀念の實現は至る所で企てられてゐると云はれてゐる。殊に一九二八年には新に三つの機關が出現し、而も工業金融組合の一大中央機關たる獨逸工業中央銀行が設立せられた事は、工業金融組合の發展の一大勢力を加ふるものと考へられる。工業金融組合の將來に對しては種々の異論もあるが、³⁷⁾戰後獨逸不動産金融市場に於ては、公法的信用機關の進出と共に不動産銀行が中小工業の不動産信用に干與する事少なくなつたと云ふ大變化に鑑みて、工業金融組合は設立後日尙淺くして既に相當の成績を残してゐるが將來に於ても益々發展するの餘地は十分に存するものと思はれる。乍併公法的性質の工業金融組合に於ては上述の如き非難があり、又自助的精神に基く工業金融組合としても、決して適當なる組織ではないであらう。獨逸に於ける實際に徴しても最近設立せらるる機關は凡て私法的機關であるから、將來に於ては公法的機關は其の發展を期待するを得ないで、寧ろ私法的機關が益々出現するものと考へられる。³⁷⁾

翻つて我國の現状を鑑みても、中小工業は著しき金融難を稱へつつある折柄、種々の對策が講ぜられつつあるが、中小工業に對する長期信用の供給は割合に閑却せらるる有様である。乍併中小工業の健實なる發展を期せんが爲めには、是非共長期信用の供給を必要とするのであつて一方に於て短期信用機關の充實を計ると共に、又他方に於て長期信用に對する施設を行ふに非ざれば我國中小工業に對する金融難は根本的には解決し得られないと信ずる。勿論我國と獨逸とは其の經濟狀態を異にするが故に、其の方法には夫々特殊の要求を必要とするけれども、中小工業の自助的精神に依つてその長期信用を供給せんとする此の獨逸の新機關は、我國の中小工業の長期信用機關としても、何等かの暗示を與ふるものではなからうか。(了)

35) Lindner, K., a. a. O. S. 74-79.

36) Rodzibor, a. a. O. S. 126-129.

37) Lindner, K., a. a. O. S. 79-83; Radzibor, a. a. O. S. 94-103, 126-129.